規定する適格分社型分割をいう。）、」を「適格分割等（適格分割（法人税法第２条第12号の11に規定する適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」に、「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」を「適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」に、「を行った」を「が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十一号様式記載要領１中「解散」を「平成22年９月30日以前に解散」に改め、「市町村民税の申告」の下に「（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第321条の８第５項の規定による申告）」を加える。

第二十二号様式記載要領１中「、解散」を「、平成22年９月30日以前に解散」に改め、「残余財産分配等予納申告」の下に「（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第321条の８第５項の規定による申告）」を、「清算確定申告」の下に「（同項による申告）」を、「修正申告」の下に「（同条第27項若しくは同条第28項の規定による申告）」を加え、同様式記載要領７中「法第321条の８第25項」を「平成22年旧地方税法第321条の８第25項」に、「政令第48条の12」を「地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）第１条の規定による改正前の地方税法施行令第48条の12」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六号様式記載要領の改正規定（同様式記載要領15に係る部分を除く。）、同様式別表一記載要領、同様式別表一の二記載要領、同様式別表一の二の二記載要領、同様式別表一の二の三記載要領、同様式別表三記載要領、同様式別表三の二記載要領及び同様式別表四記載要領の改正規定、同様式別表四の二の二記載要領の改正規定（同様式記載要領６中「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉘」を「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉔」に改める部分を除く。）、同様式別表四の二の三記載要領の改正規定（同様式記載要領５中「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉖」を「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉔」に改める部分を除く。）、同様式別表四の二の四記載要領、同様式別表四の二の五記載要領、同様式別表四の二の六記載要領、同様式別表四の二の七記載要領、同様式別表四の四記載要領、同様式別表五の二の四記載要領、同様式別表九記載要領、同様式別表十記載要領、同様式別表十二の表及び同様式別表十一記載要領並びに同様式別表十三の表及び同様式別表十三記載要領の改正規定、同様式別表十三の次に二表を加える改正規定、第八号様式の表及び同様式記載要領、第九号様式記載要領、第九号の二様式記載要領、第十号様式の表、第十号の三様式記載要領、第十号の四様式記載要領、第十二号様式記載要領、第十三号様式記載要領、第十三号の二様式記載要領、第二十号様式の表及び同様式記載要領、同様式別表一記載要領、同様式別表一の二記載要領、同様式別表一の二の三記載要領、同様式別表三記載要領並びに同様式別表四記載要領の改正規定、同様式別表四の二の二記載要領の改正規定（同様式記載要領６中「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉖」を「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉔」に改める部分を除く。）、同様式別表四の二の四記載要領、同様式別表四の二の五記載要領、第二十一号様式記載要領及び第二十二号様式記載要領の改正規定　平成二十二年十月一日

二　第二条の三の二を第二条の三の八とし、第二条の三の次に六条を加える改正規定　平成二十三年一月一日

三　第二条の三第二項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）　平成二十四年一月一日

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則第五号の四様式は、平成二十三年度以後の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

告　示

○農林水産省告示第千三百六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年八月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月二十三日　　農林水産大臣　山田　正彦

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第91265号	混合りん酸肥料	ＰＭ810号	関東肥料工業株式会社	東京都江東区福住１丁目12番15号
生第91266号	混合りん酸肥料	混合りん酸肥料３―1.8―47.5	丁部産業株式会社	広島県福山市新浜町一丁目５番15号
生第91267号	化成肥料	くみあいほう素・有機入り複合肥料855特号	朝日工業株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
生第91268号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り複合肥料Ｓ300特Ｚ号	朝日工業株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
生第91269号	化成肥料	くみあい硝安・マンガン・ほう素・有機入り複合肥料Ｓ500特Ｚ号	朝日工業株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
生第91270号	化成肥料	ホウ素入り高度複合250号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第91271号	化成肥料	マルゴＡタイプ	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第91272号	液状複合肥料	スーパー有機入り液肥特号	昭見産業株式会社	千葉県千葉市中央区本千葉町10番23号
生第91273号	液状複合肥料	有機入り液肥673	株式会社田中商会	神奈川県平塚市菫平12番12―１―813号
生第91274号	液状複合肥料	清和液状肥料675号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第91275号	液状複合肥料	ＧＳ―Pro	株式会社グリーンサポートサービス	宮崎県西都市大字南方1410番地
生第91276号	液状複合肥料	複合液肥３―５―10	株式会社南産業	熊本県八代市日奈久上下町3955番地の２
生第91277号	液状複合肥料	複合液肥５―３―５―Mg―１	株式会社南産業	熊本県八代市日奈久上下町3955番地の２
生第91278号	液状複合肥料	複合液肥６―７―３―Mg―１	株式会社南産業	熊本県八代市日奈久上下町3955番地の２
生第91279号	配合肥料	くみあい有機入り588肥料	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号